

令和 8 年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 8 年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和 8 年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務
- (2) 委託業務の内容 別添「令和 8 年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりのとおり
- (3) 実施期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日まで

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を業務仕様書に従って実施しなければならない。当該業務仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円
（消費税及び地方消費税 円を含む。）を乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第 4 条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が完了し、第 8 条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認めるときは、委託費の 90 パーセント以内の額を前金払することができる。

4 乙は、前項の前金払を請求するときは、前金払請求書（様式第 1 号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、免除とする。

（再委託の制限）

第 6 条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告）

第 7 条 乙は、委託業務が終了したときは、委託の実績等を記載した委託業務完了報告書（様式第 2 号）を令和 8 年 12 月 28 日までに甲に提出しなければならない。

（検査及び通知）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なくこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。

（委託業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託業務の実施期間を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（委託業務の中止等）

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項、第7条及び第8条の規定に準じて精算するものとする。

（公表の取扱い等）

第11条 乙は、あらかじめ甲に承認を受けた場合のほか、委託業務の実施結果を公表してはならない。

2 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、委託事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定の順守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

（帳簿等）

第13条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

（実地調査等）

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況を実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（改善の指示等）

第15条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができる。

(契約の解除等)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 17 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第 18 条 この契約に関し疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

水戸市笠原町 9 7 8 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の必要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の破棄

利用者の個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに破棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び部外提供の禁止

委託業務を処理するため収集及び作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けること。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還すること。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
団体名
代表者名

前 金 払 請 求 書

令和 8 年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務委託に係る委託費の前金払について、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 請求金額 円
(請求額算定表)

区 分	金 額
契約額 (A)	円
前金払受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (A - B - C)	円

- 2 請求額の受領方法 口座振込

振込先金融機関		銀行	支店
振込口座	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

振込先は、郵便局以外の金融機関を指定してください。

- 3 前金払を必要とする理由

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
団体名
代表者名

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務委託について、下記のとおり業務が完了したので、契約書第7条の規定により報告します。

記

- 1 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 事業報告書
別添のとおり【任意様式】
- 3 収支決算書
別添のとおり【任意様式】